



適正な請負と製造請負優良適正事業者認定制度(GJ認定制度)について

2025年8月

 製造請負事業改善推進協議会

受託者事務局：一般社団法人 日本BPO協会

-
1. 一般社団法人日本BPO協会のご紹介
 2. 製造請負ガイドライン
 3. 製造請負優良適正事業者認定制度（GJ認定制度）
 4. 請負なんでも相談室

1. 一般社団法人日本BPO協会 のご紹介

一般社団法人日本BPO協会は、厚生労働省から「請負事業適正化・雇用管理改善推進事業」を受託し、製造請負改善推進協議会を設置、「製造請負優良適正事業者認定制度（GJ認定制度）」、「請負相談」を運営しています。

1. 一般社団法人日本BPO協会のご紹介

一般社団法人 日本BPO協会（Japan Business Process Outsourcing and Staffing Association）は、製造請負・派遣事業者を中心とした団体であり、1989年（平成元年）に「日本構内請負協議会」として設立され、2000年（平成12年）に公益法人として認可されました。

当協会は、請負・派遣事業の適正かつ健全な運営と、労働者の雇用の安定と処遇の向上を目的とした活動を行っています。

◆ 協会概要 ◆

代表者：会長 清水 竜一

（日総工産株式会社

代表取締役社長執行役員兼CEO）

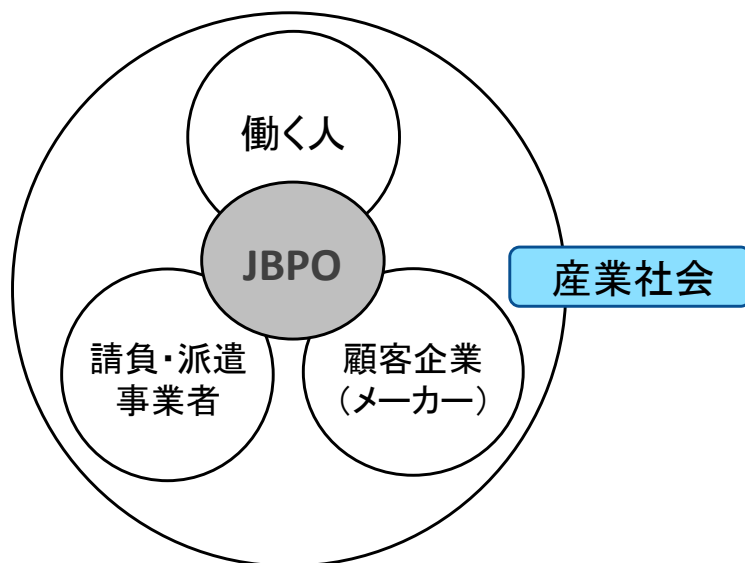
設立：1989年（平成元年）12月

会員数：正会員 83社、物流会員 25社

アソシエイト会員 9社、賛助会員 44社

所在地：〒105-0004

東京都港区新橋4-5-1 アーバン新橋ビル9階



■ 働く人のために

- より多くの人に多様な就業機会を提供します。
- 技能の習熟と知識向上を応援します。
- ワークライフバランス向上を推進します。
- 安全・安心して働ける職場環境をつくります。

■ 顧客企業（メーカー）のために

- 生産性の向上、品質の向上を支援します。
- 戦略的な人材活用を支援します。
- よりよいものづくり環境の整備を支援します。

■ 請負・派遣事業者のために

- 派遣法等への適切な対応をします。
- 請負の適正な基準づくりを図り、その普及・啓発に尽くします。
- 健全で成長可能な運営を支援します。

■ 産業社会のために

- 多様な雇用の創出に取り組みます。
- ものづくりを担う人材の育成を推進します。
- 安全衛生・労働災害の撲滅に努めます。

1. 一般社団法人日本BPO協会のご紹介

◆活動内容

●政策提言

日本BPO協会は、製造請負・派遣事業に関する「政策提言」を随時発表しています。
また、厚生労働大臣の諮問機関である労働政策審議会において、派遣法改正について意見を述べております。

●各種セミナーの開催

- ・派遣法における同一労働同一賃金の実務
- ・改正労働者派遣法セミナー

●人材育成・キャリア形成の支援

■研修事業

- ・設備保全研修／基礎編・応用編
ポリテクセンターと連携して開発
- ・請負現場のリーダー養成講座（リーダー塾）
- ・第一種衛生管理者合格対策講座
- ・生産性向上支援訓練 等
- ・キャリア面談担当者の育成

■資格取得支援

- ・キャリアコンサルタント
- ・自主保全士 等

●業況・業務関連情報の提供

- ・「JBPOニュース」の配信

- ・「製造請負・派遣事業動向調査」（四半期ごと）

●委託事業

- ・厚生労働省委託事業

「請負事業適正化・雇用管理改善推進事業」
（2007年度～2020年度、2022～2025年度）

- ・GJ認定制度の運営
- ・請負事業の適正化に関する実態把握調査の実施
- ・請負相談の運営

- ・厚生労働省委託事業

「請負事業の適正化に関する調査・研究事業」
（2021年度）

- ・厚生労働省委託事業

「業界検定スタートアップ支援事業」
（2014年度～2015年度）

- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
委託事業

「製造請負・派遣業高齢者雇用推進事業」
（2015年度～2016年度）

2. 製造請負ガイドライン

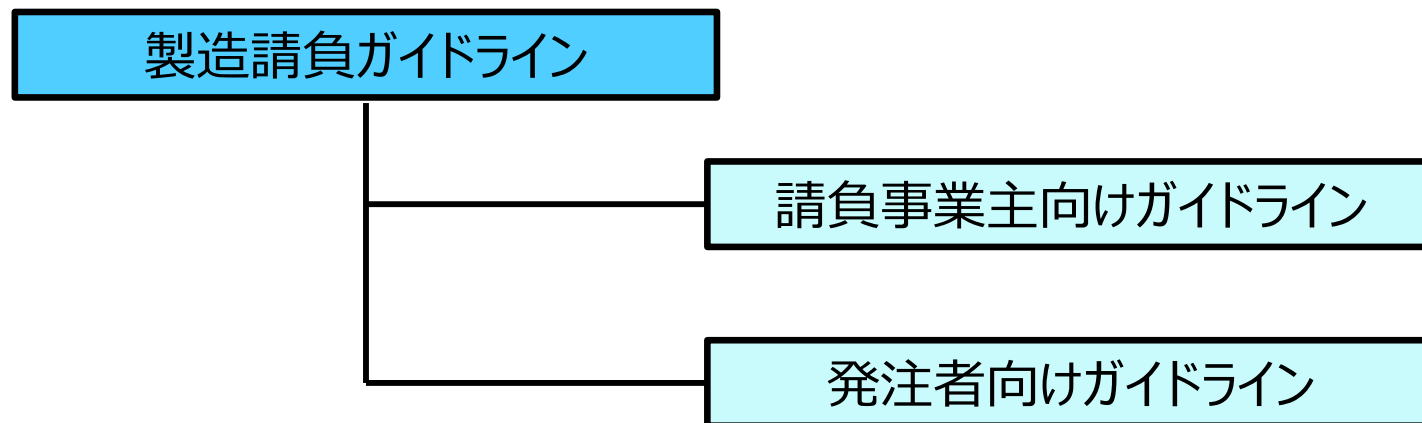
- 2-1. 製造請負ガイドラインとは
- 2-2. 請負事業者主向けガイドライン
- 2-3. 発注者向けガイドライン
- 2-4. 製造請負ガイドラインの詳細について

2. 製造請負ガイドライン

2-1. 製造請負ガイドラインとは

製造請負事業については、労働条件、処遇その他雇用管理などが、必ずしも十分でなく、これらの改善が課題であったことから、厚生労働省が2007年（平成19年）に製造請負事業の雇用管理改善及び適正化を目的に請負事業者及び発注者に取り組むべき措置については、ガイドラインとして定めたものです。

請負事業では、請負労働者の雇用等に関して発注者からの影響を受けやすいという特徴があり、発注者の協力が必要になるため、請負事業主だけでなく、発注者に対してもガイドラインが策定されています。



2. 製造請負ガイドライン

2-2. 請負事業主向けガイドライン

製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に取り組む**請負事業主が講ずべき措置**について、ガイドラインとして定めたものです。

<就業条件等の改善のための措置>

- 1 安定的な雇用関係の確保
- 2 安定的な雇用関係の確保に配慮した事業の運営
- 3 キャリアパスの明示等

<職業能力開発>

- 1 教育訓練等
- 2 職業能力開発の評価

<法令順守>

- 1 請負と労働者派遣の適切な選択
- 2 労働者派遣法及び職業安定法の遵守
- 3 労働基準法、労働安全衛生法等関係法令の遵守
- 4 労働・社会保険の適用の促進
- 5 法令の周知
- 6 法令遵守の取組
- 7 適正な請負料金の設定

<苦情の処理>

<体制の整備>

- 1 事業所責任者の選任
- 2 工程管理等責任者の選任

2. 製造請負ガイドライン

2-3. 発注者向けガイドライン

製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に取り組む発注者が講ずべき措置について、ガイドラインとして定めたものです。

<就業条件等の改善のための措置>

- 1 福利厚生施設の利用
- 2 請負事業主の選定と取引関係の継続
- 3 請負契約の解除
- 4 中途採用における募集方法の明示等

<職業能力開発>

- 1 教育訓練に係る協力
- 2 教育訓練施設等の利用

<法令順守>

- 1 請負と労働者派遣の適切な選択
- 2 労働者派遣法及び職業安定法の遵守
- 3 労働安全衛生法等の遵守
- 4 労働・社会保険の適用の促進
- 5 法令の周知
- 6 法令遵守の取組

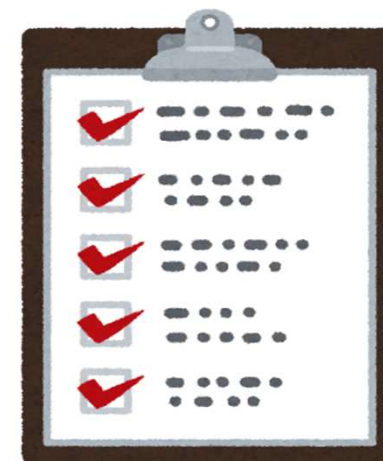
<苦情の処理>

2. 製造請負ガイドライン

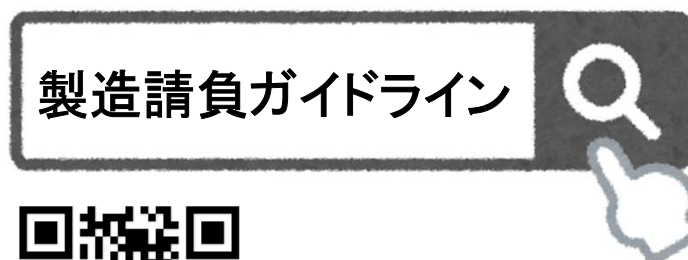
2-4. 製造請負ガイドラインの詳細について

製造請負ガイドラインの詳細については、**厚生労働省ホームページ**に掲載されています。
厚生労働省ホームページには、ガイドラインだけでなく、
ガイドラインへの適合状況をセルフチェックできるチェックシートが
用意されています。

チェックシートを活用いただくことにより、請負事業者、および
発注者における適正な事業運営をさらに推進することが
できます。



厚生労働省 製造請負ガイドラインホームページ



3. 製造請負優良適正事業者認定制度 (GJ認定制度) について

3-1. 製造請負優良適正事業者認定制度の概要

3-2. GJ認定制度の請負事業者におけるメリット

3-3. GJ認定制度の発注者におけるメリット

3-4. GJ認定事業者一覧

3. 製造請負優良適正事業者認定制度

3-1. 製造請負優良適正事業者認定制度の概要

GJ認定制度は、適正な請負の推進、雇用管理の改善を実現するための管理体制・実施能力が認められた製造請負事業者を「優良適正事業者」として認定する制度で、2010年度（平成22年度）に厚生労働省が次の**目的**で創設しました。

- 製造請負事業の適正化
- 雇用管理改善の推進
- 製造請負業界の市場競争の健全化を実現
- 発注者の製造業務の長期的な質的改善
- 労働者の福祉の向上



2023年度より、工場構内で行われている物流業務（「工場内物流」）を製造業務に含まれるものとして、認定制度の対象業務とし、「工場内物流」を請け負っている事業者を認定制度の受審対象としています。

3. 製造請負優良適正事業者認定制度

3-1. 製造請負優良適正事業者認定制度の概要

GJ認定制度は、厚生労働省が2007年度（平成19年度）に定めた製造請負ガイドラインに基づき、**4分野、81項目**の審査基準を設定しています。

■ 経営方針	13項目	■ ものづくり力	13項目
■ ひとつづくり力	13項目	■ 労働者保護	42項目

審査機関は審査基準に基づいて、書類による事前審査、および審査員による請負事業者の本社と発注者構内にある請負事業所の現認による現地審査を実施します。



NEWS

2024年度から審査基準を、従来の審査レベルは維持しつつ整理・統合し、審査基準項目数を1/4削減しました。
これにより、受審準備にかかる手間が軽減されました。



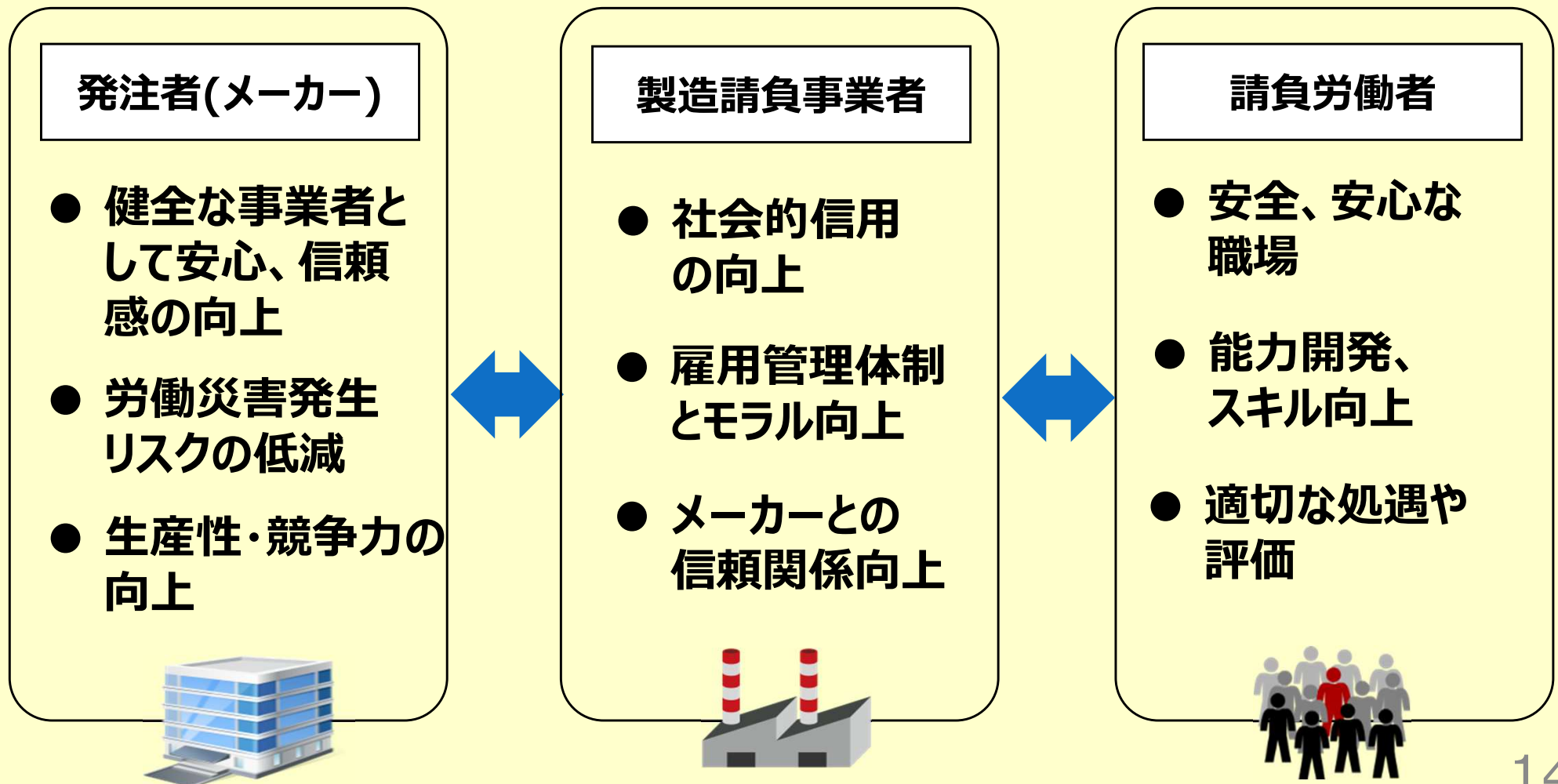
【公式認定マーク】

ユーザー企業に「質の高い請負サービス」を提供でき、同時に働く人に対して「質の高い雇用機会」を提供できる請負企業として、良い仕事（Good Job）の頭文字（GとJ）で表現。

3. 製造請負優良適正事業者認定制度

3-1. 製造請負優良適正事業者認定制度の概要

発注者、請負事業者、請負労働者がWin-Winの関係を構築できます。



3. 製造請負優良適正事業者認定制度

3-2. GJ認定制度の請負事業者におけるメリット

請負事業者にとっての主なメリットは、次のとおりです。

- 社会的信用の向上
- 雇用管理体制とモラル向上
- メーカーとの信頼関係向上

上記の他、次のメリットもあります。

● 行政による優遇措置

- ・ハローワーク求人票へのGJ認定マークの表示
 - ・外国人の在留資格認定証申請時の手続きの簡素化
- ※ 上記については、次ページを参照ください。

- GJ認定制度取得を、事業者選定要件としている発注者もあります。

3. 製造請負優良適正事業者認定制度

3-2. GJ認定制度の請負事業者におけるメリット

GJ認定事業者には、行政による次の優遇措置が講じられています。

■ 厚生労働省職業安定局

ハローワーク求人票へのGJ認定マークの表示

求職者に「安心できる求人者」であることをアピールできます。



■ 法務省出入国在留管理庁

外国人の在留資格認定証申請時の手続きの簡素化

GJ認定事業者は、上場企業、国や地方公共団体等と同等に位置付けられ、手続きが大幅に簡素化されています。

● 簡素化対象の在留資格

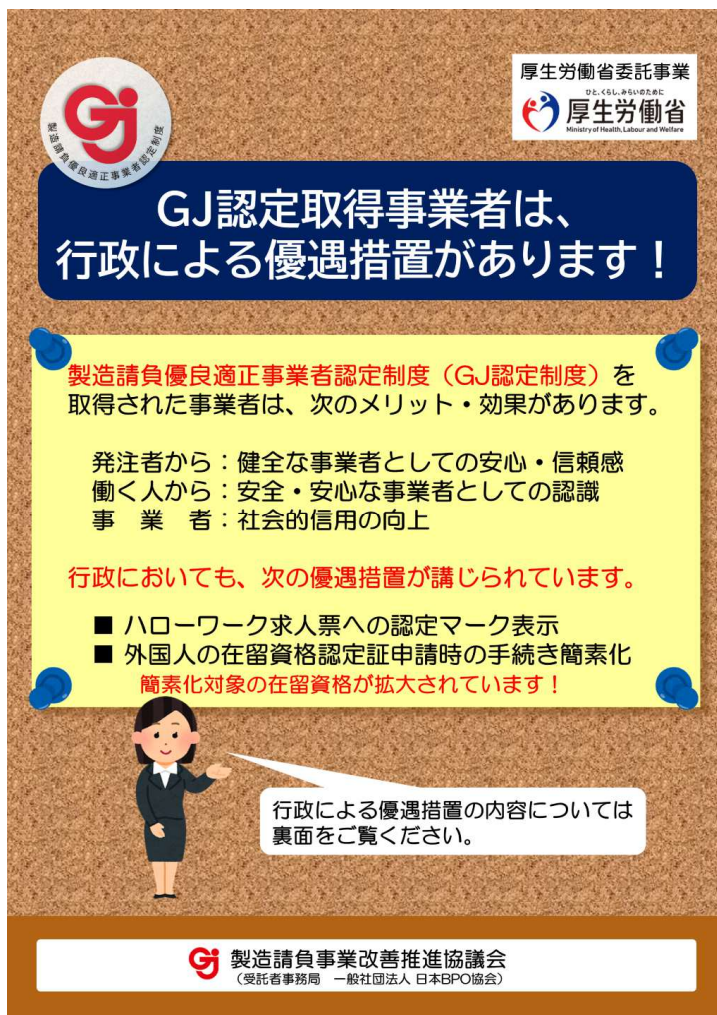
- ✓ 特定技能（特定技能1号・2号）
- ✓ 特定活動（特定自動車運送業準備）
- ✓ 技能
- ✓ 技術・人文知識・国際業務
- ✓ 経営・管理
- ✓ 研究
- ✓ 企業内転勤



3. 製造請負優良適正事業者認定制度

3-2. GJ認定制度の請負事業者におけるメリット

GJ認定取得事業者のメリットとして、「行政による優遇措置」を紹介するリーフレットを用意しました。
ご活用いただければ幸いです。



厚生労働省委託事業
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

**GJ認定取得事業者は、
行政による優遇措置があります！**

製造請負優良適正事業者認定制度（GJ認定制度）を
取得された事業者は、次のメリット・効果があります。

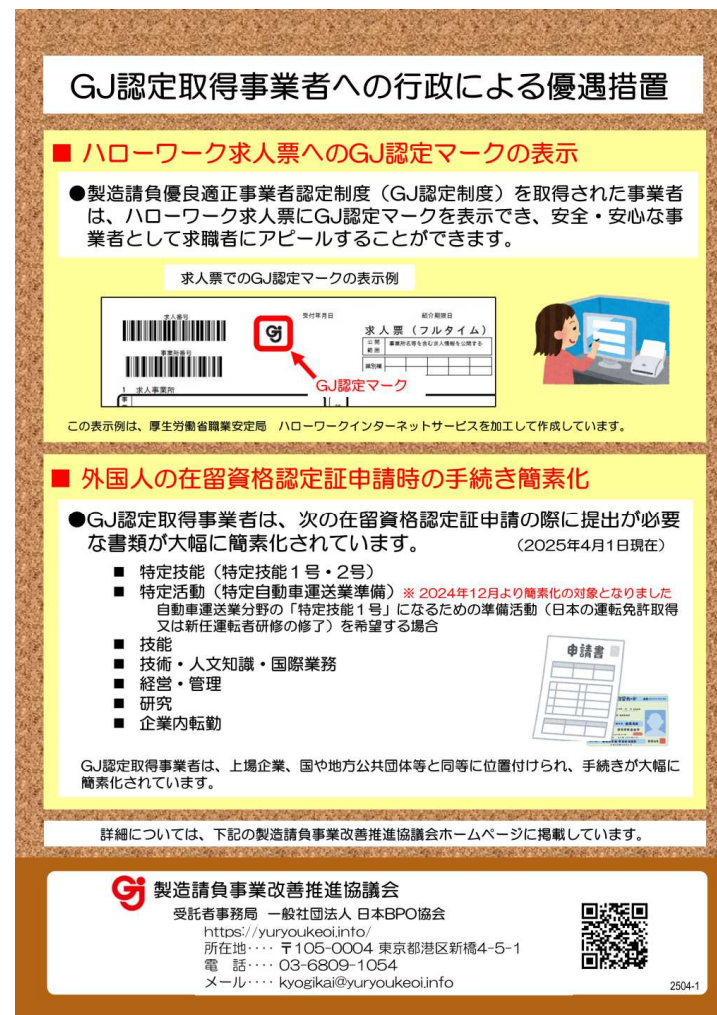
発注者から：健全な事業者としての安心・信頼感
働く人から：安全・安心な事業者としての認識
事業者：社会的信用の向上

行政においても、次の優遇措置が講じられています。

- ハローワーク求人票への認定マーク表示
- 外国人の在留資格認定証申請時の手続き簡素化
簡素化対象の在留資格が拡大されています！

行政による優遇措置の内容については
裏面をご覧ください。

製造請負事業改善推進協議会
（受託者事務局 一般社団法人 日本BPO協会）



GJ認定取得事業者への行政による優遇措置

■ ハローワーク求人票へのGJ認定マークの表示

●製造請負優良適正事業者認定制度（GJ認定制度）を取得された事業者は、ハローワーク求人票にGJ認定マークを表示でき、安全・安心な事業者として求職者にアピールすることができます。

求人票でのGJ認定マークの表示例

この表示例は、厚生労働省職業安定局 ハローワークインターネットサービスを加工して作成しています。

■ 外国人の在留資格認定証申請時の手続き簡素化

●GJ認定取得事業者は、次の在留資格認定証申請の際に提出が必要な書類が大幅に簡素化されています。（2025年4月1日現在）

- 特定技能（特定技能1号・2号）
- 特定活動（特定自動車運送業準備）※ 2024年12月より簡素化の対象となりました
自動車運送業分野の「特定技能1号」になるための準備活動（日本の運転免許取得又は新任運転者研修の修了）を希望する場合
- 技能
- 技術・人文知識・国際業務
- 経営・管理
- 研究
- 企業内転勤

GJ認定取得事業者は、上場企業、国や地方公共団体等と同等に位置付けられ、手続きが大幅に簡素化されています。

詳細については、下記の製造請負事業改善推進協議会ホームページに掲載しています。

製造請負事業改善推進協議会
受託者事務局 一般社団法人 日本BPO協会
https://yuryoukeoi.info/
所在地・・・〒105-0004 東京都港区新橋4-5-1
電話・・・03-6809-1054
メール・・・kyogikai@yuryoukeoi.info

2504-1

3. 製造請負優良適正事業者認定制度

3-3. GJ認定制度の発注者におけるメリット

審査機関によって厳格に審査・認定を実施していますので、発注者における様々なリスクの回避や事業の適切な運営等、多くのメリットをもたらします。

G J 認定制度の主な評価ポイント

経営方針

コンプライアンス遵守等

ものづくり力

効率的な生産体制、品質管理体制、
生産管理体制の構築等

ひとづくり力

労働者をスキルアップする仕組み、
職業能力開発、職業能力評価等

労働者保護

安全衛生への取り組み等

G J 認定制度の発注者のメリット

健全な事業者であることの
安心／信頼感

生産性／競争力の向上

労働災害発生リスクの低減

3. 製造請負優良適正事業者認定制度

3-3. GJ認定制度の発注者におけるメリット

GJ認定事業者は、審査機関による厳格な審査を経て優良かつ適正な請負事業者として認定を受けていますので、「みなし制度」の適用を受けるリスクが低減されます。

偽装請負と判断された場合、「みなし制度」の適用を受け、発注者での直接雇用が成立します。

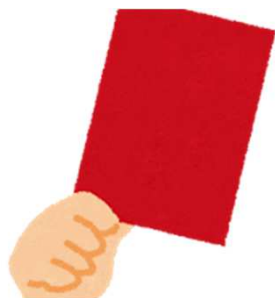
—労働契約申込みみなし制度—

労働者派遣法 第40条の6（以下、「みなし制度」）

厚生労働省資料によれば、2015年以降の3年間で、労働局において、みなし制度に関係して458件の指導があり、このうち、偽装請負への指導が22件、内4件で請負労働者が発注者での直接雇用になりました。

この他、裁判で、みなし制度が適用された事例もあります。

今後も、みなし制度に該当する場合、労働局は、助言、指導、勧告の順で是正を求め、勧告に従わない場合、発注者の社名も公表されることがあります。



3-3. GJ認定制度の発注者におけるメリット

請負ガイドライン

■概要

製造請負事業の雇用管理の改善及び適正化に取り組み請負事業主及び発注者が、効率化に取り組みを促進するため、厚生労働省が2007年(平成19年)に具体的な方法を明らかにするための定めたガイドラインです。請負ガイドラインは請負事業及び請負者、それぞれに対して「請うべき措置」が示されています。

※2015年の代金事業の改正に伴い、製造請負事業主及び発注者が「製造請負事業主及び発注者」に変わりました。

■請うべき措置

請負ガイドラインでは、次の事項が定められています。

発注者が 請うべき措置	請負事業主が 請うべき措置
1. 就業条件等の改善のための措置	●就業条件の明示 ●就業条件の明示 ●就業条件の明示 ●就業条件の明示
2. 就業能力開発	●就業能力の開発 ●就業能力の開発 ●就業能力の開発 ●就業能力の開発
3. 法令遵守	●法令遵守 ●法令遵守 ●法令遵守 ●法令遵守
4. 労務管理	●労務管理 ●労務管理 ●労務管理 ●労務管理
5. 体制の整備	●体制の整備 ●体制の整備 ●体制の整備 ●体制の整備

■チェックシート

厚生労働省ホームページに、請負ガイドラインの詳細及び請負ガイドラインへの適合状況をセルフチェックできるチェックシートが用意されています。ご利用ください。

[請負ガイドラインホームページ](#)
[請負ガイドライン](#)

GJ認定制度

■概要

製造請負事業優良認定事業者認定制度(GJ認定制度)は、適正な請負の推進、雇用管理の改善を実現するための標準体制・実施能力が認められた製造請負事業主(優良認定事業者)として認定する制度で、2010年に厚生労働省により正式に定められました。

■審査基準と審査方法

GJ認定制度は、請負ガイドラインに基づいて審査項目が設定されています。審査基準は、「発注方針」「ものづくり力」「ひとづくり力」「労働者保護」の4分野で構成され、81項目を審査します。

審査機関は、審査基準に基づいて、事前審査及び現地審査(あるいはオンライン審査)で審査します。現地審査(あるいはオンライン審査)では、請負事業主の本社、及び発注者情報にある請負事業主の事業所について、審査機関の審査員が調査しています。

4分野、81項目の
審査基準を設定しています。

事前審査、現地審査で確認します。

■発注者にとってのメリット

審査機関によって厳格に審査・認定を実施しますので、発注者における様々なリスクの回避や事業の適正な運営等、多くのメリットをもたらします。

健全な事業者である
ことの安心・信頼感

生産性・競争力
の向上

労働災害発生
リスクの低減



厚生労働省委託事業
GJ認定制度

(メーカー)
発注者の皆様へ
大切なお知らせ



GJ認定制度は、製造請負の優良事業者を認定する
厚生労働省が設置した制度です。

厚生労働省は、製造請負の雇用管理の改善及び適正化を目的に請負事業主及び発注者(メーカー)に対して請負ガイドラインとして、請うべき措置を定めています。

そしてGJ認定制度は、発注者(メーカー)の安心・安全・品質に応える、請負ガイドラインに則した製造請負の優良事業者を認定する厚生労働省が設置した制度です。



製造請負事業改善推進協議会
受託者事務局 一般社団法人 日本BPO協会

3. 製造請負優良適正事業者認定制度

3-4. GJ認定制度に関するお問い合わせについて

GJ認定にご興味があり、下記ご質問等があればご連絡ください。

- 制度のもっと詳しい内容を知りたいので教えてもらいたい
- 受審を検討したいが、どのように進めればいいのか
- 受審、合格に向けてのサポートはしてもらえるのか
- 現在の実力が分かるような、簡単なチェックリストはないか
- 現在、請負事業所（現場）はないが、GJ取得を前提に請負の事業化に取り組んでいきたいが、アドバイスをもらえないか など

■ 電話 03-6809-1054

■ メール kyogikai@yuryoukeoi.info

■ 受託者事務局：一般社団法人 日本BPO協会

相談フォームURL



3. 製造請負優良適正事業者認定制度

3-5. GJ認定事業者一覧

2025年度 製造請負優良適正事業者一覧

(五十音順、2025年4月1日現在)

株式会社アクティー	サンヴァーテックス株式会社	日総工産株式会社
株式会社アバンセコーポレーション	株式会社サンキョウテクノスタッフ	株式会社日本ケイテム
株式会社イー・オー・シー	株式会社三幸コーポレーション	株式会社早川工業
株式会社イカイインダストリイ	ジェイティプラントサービス株式会社	株式会社ヒューマンアイ
株式会社イカイコントラクト	株式会社シグマテック	株式会社平山
株式会社イカイプロダクト	株式会社ジャパンクリエイト	フジアルテ株式会社
株式会社ウィルオブ・ワーク	株式会社セントラルサービス	株式会社フジワーク
株式会社ウイルテック	株式会社総合プラント	株式会社プロテクス
株式会社エイジエック	株式会社塚腰サービス	マルアイユニティー株式会社
株式会社エー・オー・シー	株式会社テクノクリエイティブ	ミライク株式会社
株式会社カインズサービス	テクノセンター株式会社	株式会社ワイズ
川相商事株式会社	東洋ワーク株式会社	株式会社ワークスタッフ
株式会社クリエイト	株式会社トーコー	株式会社ワールドインテック
株式会社グロップジョイ	株式会社トータルマネジメントビジネス	

4.請負なんでも相談室

4. 請負なんでも相談室

厚生労働省の委託事業として、下記のとおり、ご相談をお受けしています。

どなたでも、お気軽にご相談ください。

豊富な知識と経験を持った相談員が対応させていただきます。

ご相談は、**無料**です。

■どなたでも

- 請負事業者 ●発注者（メーカー等）
- 派遣先事業者 ●派遣元事業者 ●スタッフ などの方々

■どんなことでも

- 適正な請負と偽装請負の判断基準
- 請負化（外部委託）の進め方と注意すべき点
- 請負事業の適正化に向けての支援（研修、資料提供等）
- 社会保険、労働安全衛生、各種助成金などに関すること
- GJ認定制度について など

■電話 **03-6809-1054**

■メール kyogikai@yuryoukeoi.info

受託者事務局：一般社団法人 日本BPO協会



相談フォームURL



4. 請負なんでも相談室

「請負なんでも相談室」では、**年間1,000件近くの相談**をお受けしています。

昨年度相談のあった代表的な事例を「Q&A集」

として、ホームページに掲載しています。

こちらもご活用いただければ幸いです。

「製造請負なんでも相談室」Q&A集

2024 年度 厚生労働省委託事業

目次

1. 請負事業について.....	2
(1) 適正な請負について	2
(2) 指揮命令等について	5
(3) 運営管理等について	7
(4) 機械、設備、材料等について	11
(5) 請負料金等について	13
2. 外国人労働者について	15

本書は、2024年度 請負事業適正化・雇用管理改善推進事業として実施した相談支援から、代表的な内容等についてQ&A集としてとりまとめたものです。

製造請負事業改善推進協議会

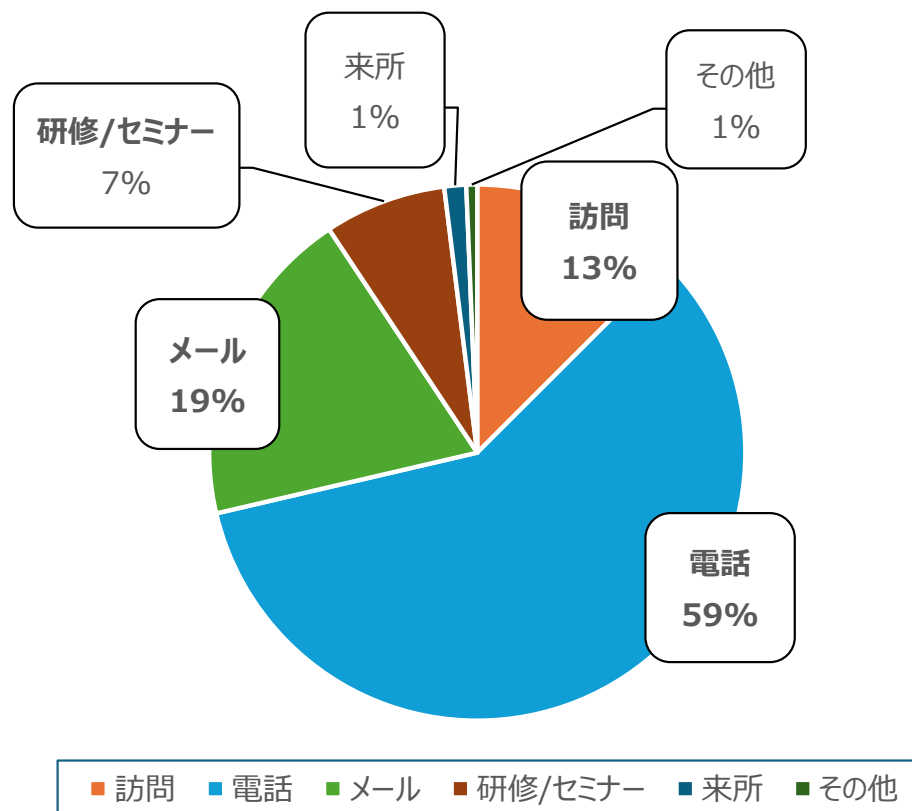
受託者事務局：一般社団法人 日本 BPO 協会

4. 請負なんでも相談室 《ご参考》

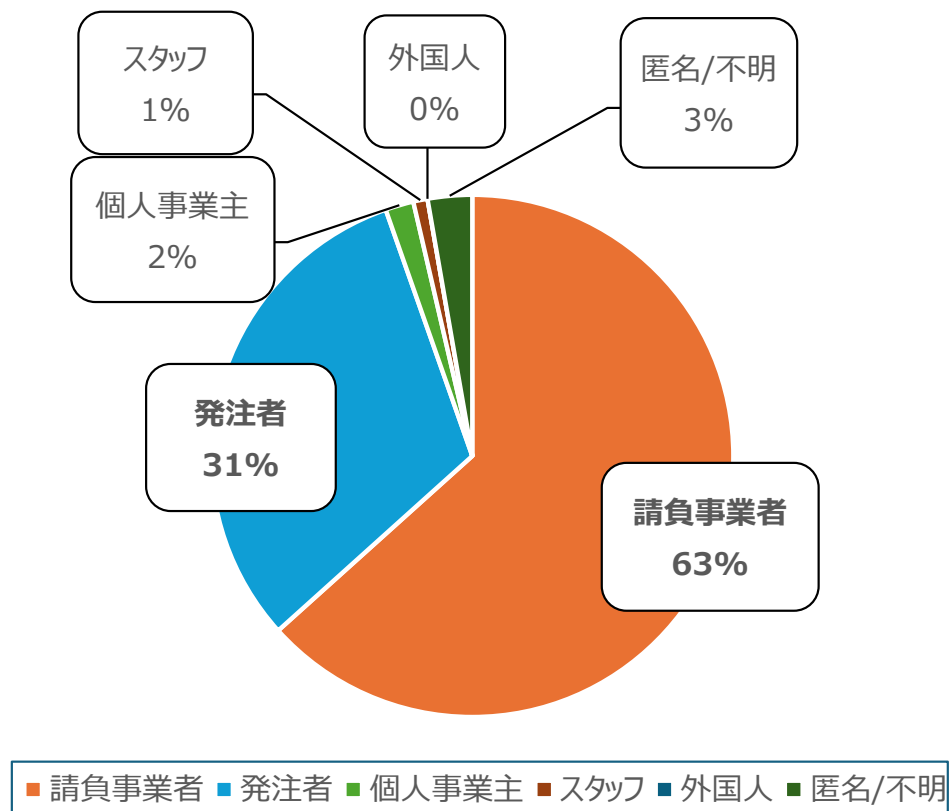
「請負なんでも相談室」へ相談される方は、半数以上が**電話**ですが、**メール**、**訪問時での相談**、**研修/セミナー**における相談等様々な手段が見られます。

相談される相手方では、圧倒的に請負事業者、発注者が多くなっています。

相談手段内訳

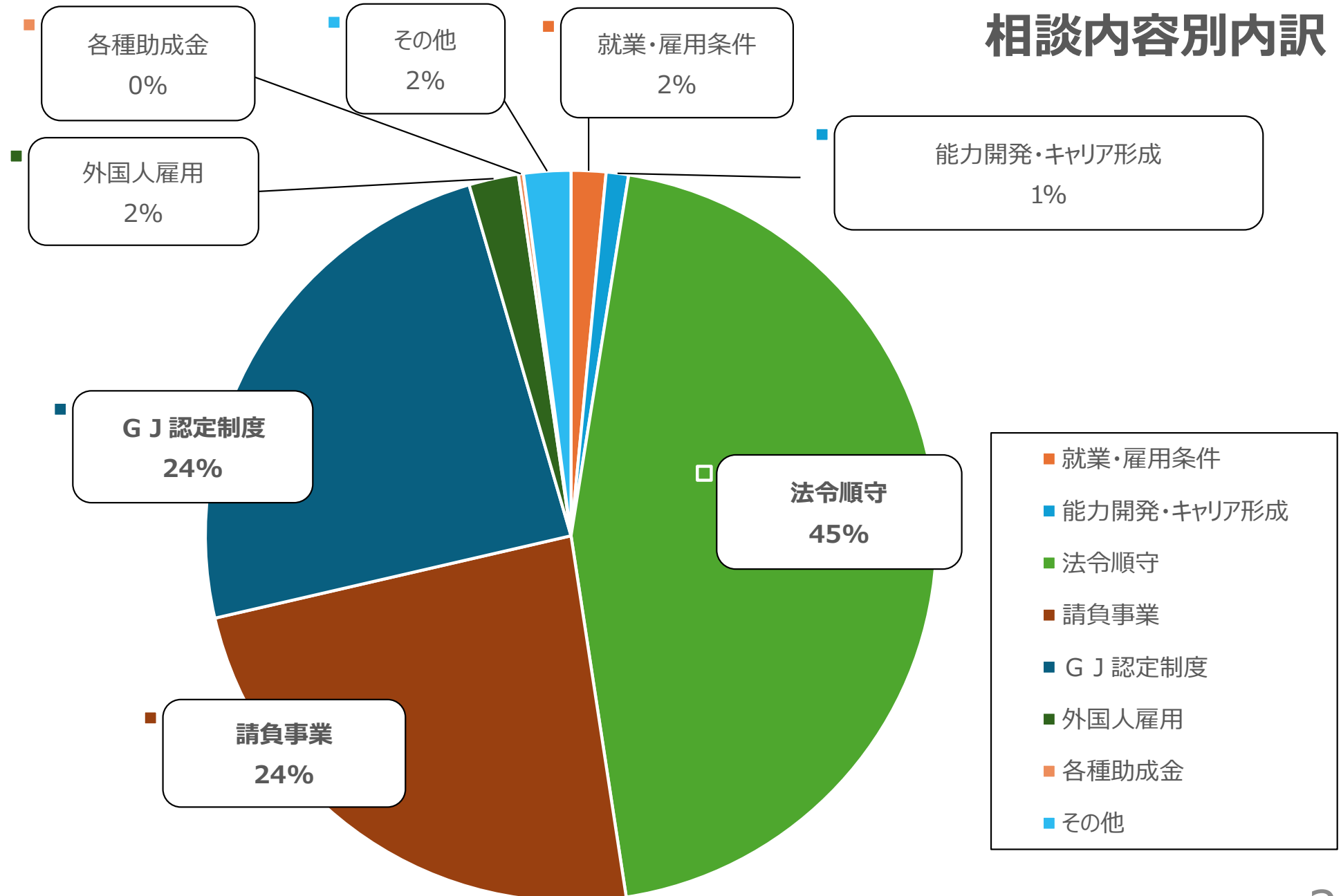


相談の相手方



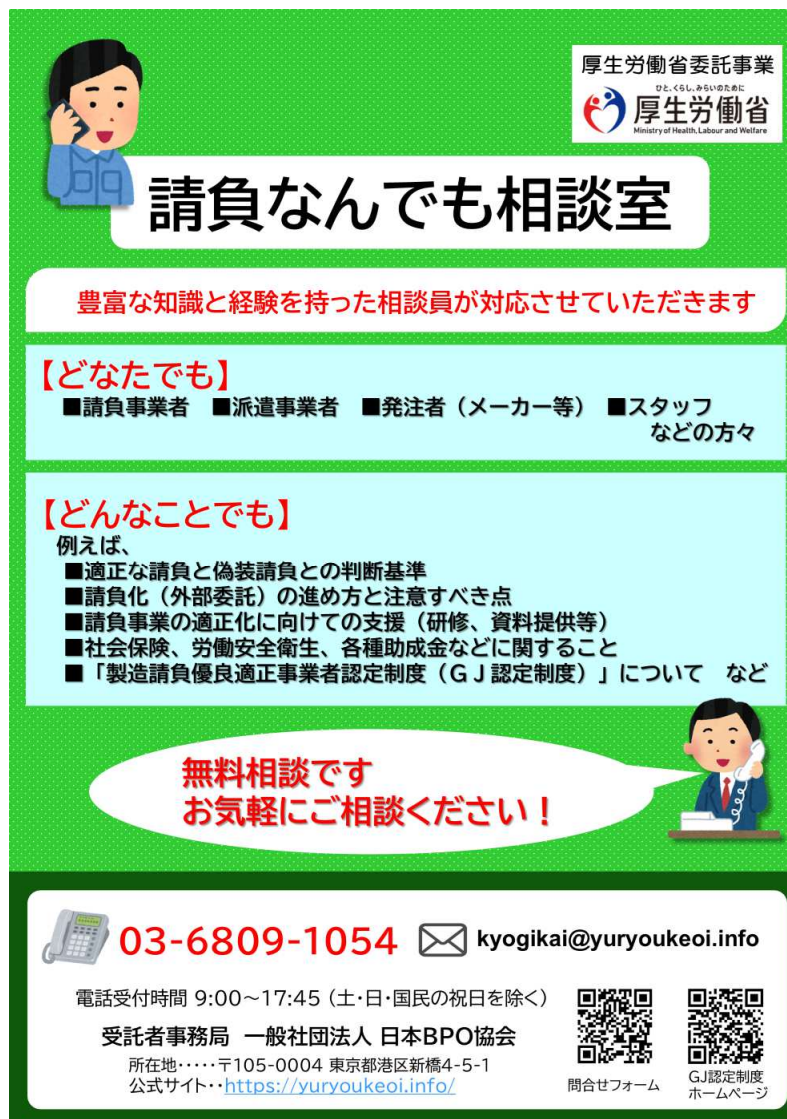
4. 請負なんでも相談室 《ご参考》

相談内容別内訳



4. 請負なんでも相談室

製造請負に関する相談窓口として、「請負なんでも相談室」を紹介するリーフレットを用意しました。
ご利用いただければ幸いです。



厚生労働省委託事業
ひと、くらし、未来のために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

請負なんでも相談室

豊富な知識と経験を持った相談員が対応させていただきます

【どなたでも】
■請負事業者 ■派遣事業者 ■発注者（メーカー等） ■スタッフ
などの方々

【どんなことでも】
例えば、
■適正な請負と偽装請負との判断基準
■請負化（外部委託）の進め方と注意すべき点
■請負事業の適正化に向けての支援（研修、資料提供等）
■社会保険、労働安全衛生、各種助成金などに関すること
■「製造請負優良適正事業者認定制度（GJ認定制度）」について など

無料相談です
お気軽にご相談ください！

03-6809-1054  kyogikai@yuryoukeoi.info

電話受付時間 9:00～17:45（土・日・国民の祝日を除く）
受託者事務局 一般社団法人 日本BPO協会
所在地……〒105-0004 東京都港区新橋4-5-1
公式サイト…<https://yuryoukeoi.info/>

 問合せフォーム
 GJ認定制度
ホームページ

◆今回ご案内した資料

■GJ認定取得事業者は、行政による優遇措置があります！

■GJ認定制度案内資料

「発注者（メーカー）の皆様へ大切なお知らせ」

■請負なんでも相談室案内資料

◆本資料に関するお問い合わせ先

製造請負事業改善推進協議会

受託者事務局：一般社団法人 日本BPO協会

〈所在地〉〒105-0004

東京都港区新橋4-5-1 アーバン新橋ビル9 F

〈電話〉 03-6809-1054

〈FAX〉 03-6721-5362

〈URL〉 <https://yuryoukeoi.info/>

〈メール〉 kyogikai@yuryoukeoi.info



ご清聴

ありがとうございました。